

聖園学園短期大学研究活動上の不正行為の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、聖園学園短期大学（以下「本学」という。）において、研究者の研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(不正行為の定義)

第2条 この規程における「研究活動上の不正行為」とは、研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意により行われたものに限る。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成し、これを研究の報告若しくは論文等（以下「研究報告・論文等」という。）に利用すること。
- (2) 改ざん 研究の資料・機器・過程を変更する操作を行い、これにより変更・変造したデータ、研究結果等を用いて研究の報告若しくは論文等を作成し、又は発表すること。
- (3) 盗用 他人の研究の内容、手法又は結果等を当該他人の了解を得ず、又は適切な表示をせずに使用すること。
- (4) 研究費の不正使用 科学研究費補助金、その他の競争的研究資金等の公的研究費、本学の独自財源で措置する研究費を問わず、研究経費の不適切な請求・執行、その他研究資金等の配分機関の定め若しくは学内の関係規程に違反して研究費を使用すること。

(受付窓口)

第3条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報、告発等（以下「通報等」という。）及び通報等に関する相談に対応するため、事務局総務課を受付窓口（以下「窓口」という。）とする。

- 2 窓口の名称及び場所、連絡先並びに受付の方法については、学内外に周知する。
- 3 窓口は、通報等及び相談に対して対応する場合においては、公正でなければならない。また利害関係のある者は対応できない。
- 4 窓口は、通報等及び相談を行った者の人権、個人情報等を保護しなければならない。

(不正行為に係る通報等)

第4条 不正行為の疑いがあると認められる場合は、何人も、書面、電子メール、電話、ファックス、面談等の方法により、窓口を通じて通報等を行うことができる。

- 2 前項の通報等は、氏名等を明らかにして行うものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
 - (1) 研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又はグループ等の氏名又は名称
 - (2) 研究活動上の不正行為の具体的内容
 - (3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

3 第1項の通報等は、原則として当該通報等に係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

4 窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに研究倫理規程第16条に規定する研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）に報告するとともに、通報等を受け付けた旨について当該通報等を行った者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。

（調査活動）

第5条 前条に規定する通報等があったときは、倫理委員会は適正に調査活動を行うものとする。

（通知及び異議申立）

第6条 倫理委員会は、調査を行おうとするときは、委員の所属及び氏名を通報者及び通報等の対象とされた者（以下「被通報者」という。）に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から14日以内に異議申立をすることができる。

3 前項の異議申立があった場合、倫理委員会はその内容を審査し、通報者及び被通報者と利害関係を有する等、必要と認めるときは当該異議申立に係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

（予備調査）

第7条 倫理委員会は、第4条第4項の規定に基づく報告を受けたときは、報告を受けた日から30日以内に予備調査を開始するものとする。

2 倫理委員会は、通報等の内容及び調査の可能性等について調査をする。

3 倫理委員会は、必要があると認めるときは、通報者、被通報者その他関係者（以下「関係者」という。）に事情聴取を行うことができる。

4 倫理委員会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を学長に報告しなければならない。

（本調査）

第8条 倫理委員会は、前条の予備調査に基づき本調査を行うか否かを決定し、その結果を通報者及び被通報者に通知するとともに、本調査を行うことを決定した場合には、本調査を行うことを決定した日から30日以内に本調査を開始しなければならない。

2 本調査の対象が、競争的資金等に係る研究活動の場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨を報告しなければならない。

3 倫理委員会は、関係者の事情聴取等に基づき、不正行為の有無及び程度について調査する。

4 前項の調査に際しては、被通報者に対し弁明の機会を与えるとともに、再実験等の検証を要請する場合には、それに要する期間及び機会を与えなければならない。

5 倫理委員会は、不正行為に関する文書、図画、データ及び記録等の資料（被通報者が研究活動を行う上で作成し、又は取得した文書、図画、データ及び電磁的記録であって、被通報者が保有しているものを含む。）を収集・保存し、調査することができる。

6 倫理委員会は、調査にあたり、関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
(認定)

第9条 倫理委員会は、本調査を開始した日から50日以内に、本調査の結果に基づき、不正行為が行われたか否かについて認定する。

2 倫理委員会が不正行為と認定する場合は、客観的に合理的な証拠に基づいて、次の各号の事項について認定するものとする。

- (1) 不正行為の内容
- (2) 不正行為に関与した者及び関与の程度
- (3) 不正行為と認定された研究に係る研究報告・論文等及び当該研究における役割
- (4) 当該研究費の不正使用における役割及びその額

3 倫理委員会は、不正行為が行われなかったと認定したときは、通報が悪意に基づくものであったか否かを認定するものとする。ただし、この認定を行うにあたっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の報告及び通知)

第10条 倫理委員会は、前条の認定を行った場合は、学長に報告しなければならない。

2 倫理委員会は、通報者及び被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に書面により通知するとともに、被通報者が他機関に所属している場合は、当該所属機関の長にも通知するものとする。

3 前項に定めるもののほか、当該調査対象となった研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省にも報告する。

4 倫理委員会は、当該通報等が悪意に基づくものと認定したときは、通報者の所属の長に通知する。

(不服申立)

第11条 研究活動上の不正行為を行ったと認定された被通報者及び悪意に基づく通報をしたと認定された通報者は、調査結果の通知を受けてから14日以内に、書面により倫理委員会に不服申立をすることができる。

2 前項の不服申立を受けたときは、その旨を通報者に通知し、当該事案にかかる配分機関等及び文部科学省にも報告し、悪意に基づく通報をしたと認定した場合は、悪意に基づく通報をした通報者の所属の長及び被通報者に通知し、当該事案にかかる配分機関等及び文部科学省にも報告するものとする。

3 倫理委員会は、不服申立を受けたときは、審査を行うものとする。ただし、不服申立の趣旨が倫理委員会の構成等、公正性に関わるものであるときは、委員を代えて審査させることができる。

4 倫理委員会は、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。

5 倫理委員会は、前項の決定を被通報者及び通報者に通知する。当該調査対象となった研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該事案に係る配分

機関等及び文部科学省にも報告する。

- 6 倫理委員会が再調査を開始した場合は、当該開始の日から、不正行為の認定に関わる不服申立にあつては50日以内に、悪意に基づく通報の認定に関わる不服申立にあつては30日以内に、調査の結果について、通報者及び通報者が所属する機関及び被通報者に通告する。当該調査対象となった研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省にも報告する。

(調査中における一時的措置)

第12条 倫理委員会は、調査を行うことを決定したときは、調査結果が判明するまでの間、当該調査対象となった研究に係る研究費の支出停止等、必要な措置を講じることができる。

(調査結果の公表)

第13条 倫理委員会は、調査において研究活動上の不正行為が行われたとの認定を行ったときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名
- (2) 不正行為の内容及び不正行為が行われたと判断した根拠
- (3) 倫理委員会が公表までに行った措置の内容
- (4) 倫理委員会の委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他公表する必要があると認める事項

2 倫理委員会は、調査において研究活動上の不正行為が行われていないと認定した場合は、原則として調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、被通報者の了解があれば、前項第4号及び第5号について公表することができる。

3 倫理委員会は、通報等が悪意によるものと認定した場合は、通報者の所属及び氏名並びに認定した理由を公表する。

(認定後の措置)

第14条 倫理委員会は、前条第1項本文の認定を行ったときは、同項第1号に掲げる研究活動上の不正行為に関与した者（以下「被認定者」という。）に対し、直ちに当該研究費の使用中止を命ずること、研究活動上の不正行為と認定された研究報告・論文等の取り下げの勧告をすること、及び不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分をすることを、学長に要請するものとする。

2 学長は、前項の要請があつた場合は、適切な措置を講ずるものとする。

3 倫理委員会は、研究活動上の不正行為が行われていないと認定した場合は、通報等に基づき講じた一切の措置を解除し、及び不正行為が行われていないことを関係者又は関係機関に周知するなど、不正行為が行われていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 15 条 本学は、通報等（通報等に関する相談を含む。）及び調査に協力したことを理由として、通報者及び調査協力者に対し、不利益な取り扱いをしてはならない。

2 本学は、単に通報等があったことをもって、被通報者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

（秘密の保持）

第 16 条 通報等及び調査に関わったすべての者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 調査に関わったすべての者は、調査で得られた個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（規程違反への措置）

第 17 条 倫理委員会は、研究活動上の不正行為に関与した者、悪意に基づく通報をしたと認定された通報者及び前条の規定に違反した者については、学長に対し、所定の懲戒手続きに関して審議を求めることができるものとする。

（事務局）

第 18 条 本規程に関する事務は、事務局総務課が取り扱う。

（規程の改廃）

第 19 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

研究費の不正使用への対応

